

# 平成31年度 事業計画書

敬信福祉社会事業運営の基本方針	p 2
【1】特別養護老人ホーム	p 3
【2】短期入所生活介護事業所	p 6
【3】通所介護事業所	p 7
【4】居宅介護支援事業所	p 8
【5】訪問介護事業所	p 9
【6】グループホームあいの里きらら・すばる (含) 認知症デイサービスあいの里きらら 短期利用型グループホームあいの里きらら	p 10
【7】小規模多機能ホームあいの里ポラ里斯	p 11
【8】ケアハウスあいの里竜間	p 12
【9】医務・保健計画	p 14
【10】給食栄養管理計画	p 16
【11】研修計画	p 19
【12】あいの里年間行事予定表	p 20

## 社会福祉法人 敬信福祉会

# 事業運営の基本方針

社会福祉法人敬信福祉会は、すべての職員が一丸となって、次に掲げる事項を常に意識し、サービス提供に努めます。

1. 社会福祉法人として、ガバナンスの強化、事業経営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の充実に努めます。
2. これまで培い蓄積した技能・知識をさらに研鑽し、以下のとおり、ご利用者の皆様に常に感謝の念を抱き、人生の先輩としての尊敬の念を忘れず、個人のプライバシーを守り、快適な生活を送っていただける環境づくりに一層精励します。
  - ①ご利用者の皆様およびそのご家族の背景や、個々のニーズを理解した上で、サービスを提供します。
  - ②ご利用者の皆様の意思や人格を尊重し、人間味あふれる温かで優しいサービスを提供します。
  - ③職員は、スキルアップに向けた意欲を常に持ち、日々問題意識を探求しながらサービスを提供します。
  - ④ご利用者の皆様にとって、施設・事業所が「生活の場」であることを意識し、地域との連携、明るい雰囲気づくり、温かみのある雰囲気づくりを常に考え、集団・個別両面からの介護サービスの充実に取り組みます。
3. 介護・高齢者向けサービスが乱立・複雑化するなか、要支援状態で困窮されている方やそのご家族も含め、ニーズにあった介護サービスを提供できるよう、様々な情報媒体を活用しホットな情報発信に努めます。
4. 介護に携わる人材確保が急務な状況にあって、引き続き効果的な求人活動を展開するとともに、大阪福祉人材支援センターが行う制度を活用した外国人留学生の雇用確保に取り組みます。

# 【1】特別養護老人ホームあいの里竜間

## 事業計画

### 1. 運営の基本方針

法人の理念と、これまでに培ったノウハウを基礎に、より質の高いサービスが提供できるよう、以下の点を基本に適切な運営に努めます。

- (1) ご入居者の状態やニーズを正確に把握し、適切なアセスメント管理を実施します。
- (2) ご入居者・ご家族の意思を尊重し、携わる関係職員によるサービス担当者会議を隨時開催し、ケアカンファレンスを適切に実施します。
- (3) ご入居者・ご家族からの同意を得てケアプランを作成の上、適正なサービスを提供します。
- (4) ご入居者の急変や退院前には、緊急のケース会議および臨時のケアカンファレンスを行い、的確かつニーズに沿ったケアの提供に努めます。
- (5) ご入居者・ご家族からの求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (6) 自主点検表を活用し、適宜サービス内容を点検し、適切な介護業務の遂行に努めます。
- (7) 開設から23年目を迎える当施設は、経年劣化に伴う修繕・補修・交換が必要な箇所が散見されます。今後とも、緊急性・安全性・快適性を考慮し、中長期の視点に立った計画的な修繕等に努めます。

### 2. 事業内容（重点事項）

#### (1) 生活日課

6時00分	起床、洗面、着替え、整容
7時15分	朝食、歯磨き（口腔ケア）
9時30分	ラジオ体操、入浴、静養
12時00分	昼食、歯磨き（口腔ケア）
14時30分	行事、レクリエーション
17時30分	夕食、歯磨き（口腔ケア）
19時00分	着替え、就寝準備
21時00分	消灯

## (2) 個別介護

ご入居者のニーズに応えられるよう、以下の点を基本に施設サービス計画に沿ったサービスを提供します

①起床・就寝	自宅での生活リズムに沿った起床・就寝時間を確保し、メリハリのある施設生活をめざします。
②食事	管理栄養士による栄養管理計画に基づき、栄養・味覚に溢れた食事提供と、清潔で落ち着いた食事空間づくりに努めます。
③水分補給	個々のご入居者に応じ、適切かつ創意工夫した多様な手段で水分補給に努めます。
④排泄	可能な限りトイレでの排泄を促します。困難な場合は、不快感の軽減や皮膚疾患に配慮した上で、代替排泄用具やおむつ使用を行います。
⑤入浴	入浴前のバイタルチェックにより、身体状況に合った浴槽（特殊浴槽、中間浴槽、一般浴槽）を使用し、安全な入浴を行います。心身状況により入浴が困難な場合は、清拭を行い身体保清に努めます。
⑥整容	快適で健康的な生活を過ごしていただくために、起床・就寝時の着替えや、洗面、整髪、爪切り、耳掃除など、清潔の保持に努めます。
⑦環境整備	居室内外・トイレ・食堂等の生活の場としての施設全般について、衛生的な環境保持に努めます。
⑧日常生活 動作運動	加齢や疾患による身体機能の低下により、生活範囲や行動範囲が狭隘になりがちですが、できることは可能な限りご自身で行っていただくよう誘導することにより、現存機能の維持に努めます。

## 3. 心的ケア（認知症ケア）

ご入居者の悩みや訴え、希望に寄り添った適切な支援を行います。また、認知症状の進行防止や緩和のために、以下の点を基本に取り組みます。

- (1) 高齢化と要介護度の重度化により、ご入居者同士のふれあいの機会が低減していますが、職員の積極的な声掛けや、興味・関心のある会話を通じて、コミュニケーションを重視した働きかけを行います。
- (2) ご入居者の個々の能力や知識、技能を再発見し、興味の湧くレクリエーションの機会を通じて機能減退の防止に努めます。
- (3) 四季折々の時節に応じた行事を企画し、楽しい時間の提供に努めます。

- (4) 認知症の進行抑制に効果があるといわれる学習療法や音楽療法を積極的に採り入れ、認知症予防や認知機能の向上に努めます。  
また、ボランティアによる音乐会も機会を捉え催行します。

#### 4. 機能訓練

日常生活の行動全般がリハビリであるとの考え方から、個別機能訓練計画に沿った体操や行動を通じて、残存機能の向上が図れるよう支援します。

#### 5. 相談援助サービス

- (1) ご入居者・ご家族からの相談・苦情・要望は、施設長をはじめ関係する全部署の担当職員が懇切丁寧に対応し、問題点の改善に努めます。
- (2) 施設行事へのご家族の参加は、ご入居者の孤立感の払拭と、施設での生活の様子を知っていただく貴重な機会であり、参加を促すための案内通知や情報発信に努めます。
- (3) 新たに介護サービスを必要とされる方やご家族様に、当施設を正しく理解していただくための取り組みとして、施設見学の応対体制を万全にし、懇切丁寧な説明に努めます。
- (4) 入所希望者や待機者の方については、ご本人の現況やご意向を的確かつ迅速に把握するために、定期的な情報発信を通じた連絡体制を確保するとともに、退所者が生じた際には、ご本人やご家族の希望に応じて速やかに入所していただけるよう万全を期します。

#### 6. 個人情報の保護

法人として、個人情報保護規定および特定個人情報取扱規程を策定し、法人事務およびご入居者に係る個人情報の適正な取扱いを職員に徹底します。

#### 7. 消防・防災計画

あいの里竜間消防計画および非常災害対策計画並びに、大災害発生時に介護施設が果たすべき業務の継続を確保するために本年3月に策定したBCP計画（事業継続計画書）に基づき、職員への防災教育の徹底と、緊急時に的確かつ迅速な対応が行えるよう防災体制の構築に努めます。

#### 8. その他の事項

- (1) 身体拘束の廃止に向け、身体拘束等適正化のための指針(H30.11.1策定)を基本に、身体拘束検討委員会を中心に取り組みます。
- (2) 褥瘡ゼロをめざし、褥瘡予防対策委員会を中心に取り組みます。
- (3) インフルエンザやノロウィルスをはじめとした感染症や万が一の事態に備え、感染症予防対策の徹底と蔓延防止に努めます。特に、手指や食器・

食卓の除菌に有効性が高い消毒薬に関する情報収集に努め、必要な時期に施設の要所に適宜配備します。

- (4) ご入居者の転倒事故や誤薬投与を未然に防ぐため、常に施設の安全点検を行うとともに、事故防止対策委員会を中心に、事例研究や再発防止策の検討と職員への徹底に努めます。

## 【2】短期入所生活介護 事業計画

### 1. 運営の基本方針

- (1) 在宅生活で介護を要する方や、ご家族の身体的・精神的負担の軽減をはじめ、病気、仕事、冠婚葬祭、旅行などで一時的に介護が困難なときに、ご家族に代わって短期入所生活介護サービスを提供します。
- (2) 日頃から慣れ親しんだ自宅と異なる環境のなか、家族と離れて過ごす不安や戸惑いによる心理的負担の軽減を図るため、職種間で連携を密にし、ご利用者が安全かつ安心して過ごしていただけるよう万全を期します。

### 2. 事業内容（重点事項）

- (1) 要支援1から要介護5までの方を対象に、利用定員は10名です。
- (2) 要支援を含め通所系および訪問系の居宅介護サービスについて、本人およびご家族の希望に沿った利用が困難な状況のなか、ご家族の介護疲れや急用時に利用可能な制度の趣旨を積極的にPRすることにより、利用者の利便性向上と利用率の向上をめざします。
- (3) 利用に際しては、「玄関から玄関まで」を基本に、利用開始日・利用終了日に自宅送迎を行います。また、入退所時のバイタルチェックをはじめ、利用期間中も常にご利用者の健康管理に留意します。
- (4) 事業内容は、在宅ケアプランを基本に、特別養護老人ホームに準じたサービスを提供します。

# 【3】通所介護事業所あいの里竜間

## 事業計画

### 1. 運営の基本方針

- (1) 「ご利用者は人生の先輩」として、常に敬愛の念を忘れず、真心から接遇するものとします。
- (2) 常に、設備・機能を点検し、ご利用者が安心して過ごしていただける生活空間を提供し、健康で明るい環境をめざします。
- (3) ご利用者の利用動向を分析するとともに、他部署と情報を共有し、新規利用者の獲得に努めます。
- (4) 要支援の方やご家族様にとって、居宅での介護の負担増による心身の疲弊が懸念されるなか、「新総合事業」に適応するサービス創造と併せ、法人のケアプランセンターと他事業所との連携を強化することにより、要介護者の新規利用促進に努めます。

### 2. 事業内容（重点事項）

- (1) サービス提供に際しては、通所介護計画書を作成の上、ご利用者・ご家族の同意を得て適切なサービス提供に努めます。
- (2) レクリエーションを通じた日常動作訓練を実施するとともに、塗り絵・ちぎり絵・川柳・俳句等の趣味や興味に沿った取り組みを実施します。
- (3) 趣味活動や行事を通じて、ご利用者相互のコミュニケーションの活発化をめざします。
- (4) 送迎は、安全・無事故に徹し、乗降時や車中での安全確保に努めます。
- (5) 日常的な健康管理を図るため、ご利用者およびご家族と連絡ノートを活用した情報共有を行うとともに、利用中のバイタルチェックや体調急変時の医療機関受診体制を整備します。
- (6) 入浴に際しては、一般浴槽の他、昨年度更新したライナーリフトやシャワーキャリー等の補助入浴装置を活用し、ご利用者の心身の状態に合った安全・快適な入浴サービスを提供します。
- (7) 昼食は、栄養管理を考慮した上で、ご利用者の嗜好や健康状態に対応した献立を提供するとともに、行事食などの季節感を積極的に採り入れた「食べる楽しみ」の創出に努めます。
- (8) ご利用者・ご家族からの介護・福祉に関する悩みや相談には懇切丁寧に対応し、ディサービス事業に限定しない幅広い相談・情報提供に努めます。

# 【4】あいの里ケアプランセンター 事業計画

## 1. 運営の基本方針

- (1) ご利用者・ご家族に対し介護サービスに係る相談や助言、各種介護保険サービスの総合窓口として、専門的なケアマネジメント知識と豊富な経験を有する介護支援専門員が懇切丁寧に応対します。
- (2) ご利用者の心身の状況やご家族を含めた生活状況に応じて、最適な介護サービス提供が行えるよう、常にご利用者やご家族のニーズや状況の変化の把握に努め、迅速・的確なサービス提供のための支援に努めます。
- (3) 大東市中心部で事業所を運営するメリットを活かし、法人の施設サービス・居宅サービスの情報発信や、他事業所との連絡調整機能の充実に努めます。
- (4) 従来の要支援者向けサービスが分かりにくいと言われるご家族が多いなか、立地条件を活かし気軽に立ち寄れる「介護・福祉の総合的な相談窓口」として積極的に周辺住民への周知に努めるとともに、介護サービスを希望される潜在的ニーズの掘り起こしのための拠点として、定期的な集いの場の設置運営に必要な人的・物的な条件整備に努めます。
- (5) 今年度から、地域包括支援センター制度の区域編成と役割が変更されることを受け、各拠点との連携強化に努めます。

## 2. 事業内容（重点事項）

- (1) ご利用者・ご家族の意向に沿った的確なケアプラン作成に努めます。
- (2) 定期的なご利用者宅への訪問を行うとともに、状況の変化に即したケアプラン作成を基本に、迅速な訪問活動を通じ、ご利用者・ご家族との連携・信頼関係の醸成に努めます。
- (3) サービス提供に関する問題点の把握と改善提案および評価を行います。
- (4) サービス担当者会議を通じた専門的なチームケア体制の充実を図ります。
- (5) 専門知識および資質の向上や、近隣市を含めた介護サービスの現況把握のために、各種研修会や会議に積極的に参加するとともに、他事業者への法人事業の情報発信に努めます。
- (6) 介護保険に関する認定申請や利用方法、利用者負担などが変化するなか、ご利用者・ご家族に懇切丁寧に説明するとともに、迅速・的確な申請代行業務に努めます。
- (7) 居宅介護給付費の増減状況を分析し、安定した運営を確保するため、関係行政機関・介護事業者・病院等からの情報収集活動を強化し、信頼関係

の醸成を通じた事業の改善に努めます。

- (8) 介護予防の観点から、近隣および現利用者周辺の高齢者の状況把握に努め、支援対象者には、能動的かつ迅速な対応に努めます。
- (9) 過去に当事業所および法人内事業所と接点のある住民の方には、その後の状況を把握し、心身や病状変化の際には、迅速・的確な対応に努めます。
- (10) 気軽に相談できる環境整備に努めるとともに、広報活動に力点を置いた積極的な取り組みを推し進めます。
- (11) 細分化された地域包括支援センターとの連携を強め、介護を必要とする要支援の方に最適なサービスを提供できるよう積極的に取り組みます。

## 【5】あいの里ヘルパーステーション 事業計画

### 1. 運営の基本方針

- (1) ご利用者の心身の状態や、ご利用者・ご家族の希望に沿ってサービス提供責任者が適切にサービス目標や、当該目標達成のための具体的なサービス内容を作成します。
- (2) 可能な限り自宅での生活の維持をめざした「地域包括ケアシステム」の時運に遅れることなく、訪問介護サービスを必要とされる方に必要な介護を提供するために、当事業所がこれまで培ったノウハウ・実績を如何なく発揮する機会の増強が不可欠です。
- (3) 地域包括支援センターが再編されましたが、法人のケアプランセンターをはじめ、他事業所との連携体制を強化するとともに、要介護者の新規利用促進のための取り組みや、要支援者を対象とする新たな事業展開に努めます。

### 2. 事業内容（重点事項）

- (1) サービス計画に基づき、身体介護（食事・排泄・入浴・身体清拭等）や、通院等の移動介助、生活援助（掃除・洗濯・買物代行・調理等）を丁寧かつ適正に行います。
- (2) サービス開始に際しては、ご利用者・ご家族に提供内容を懇切丁寧に説明し、同意を得た上で提供します。
- (3) サービス提供に関して、居宅介護事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、ご利用者の心身の状況や環境変化、医療サービス受給状況等を

把握し、常に適切なサービス提供に努めます。

- (4) 状況の変化によりサービス提供が困難な場合は、居宅介護事業者に迅速に連絡の上、代替事業者の紹介等の必要な措置を講じます。
- (5) ヘルパーの資質向上をはじめ、介護に関する技術や知識の向上のために、定期的な研修会の実施に努めます。
- (6) サービス提供上の問題点や改善策を検討する機会として、ヘルパー職員の連絡会議を毎月定例的に開催します。

## 【6】グループホーム事業計画

グループホームあいの里きらら	9名×2ユニット
グループホームあいの里すばる	9名×1ユニット
認知症デイサービスあいの里きらら	定員 6名
短期利用型グループホームあいの里きらら	1名×2ユニット

### 1. 運営の基本方針

- (1) 認知症と診断された要介護の方が、家庭的で少人数の共同生活の場で、日常生活上の介助（入浴・排泄・食事等）や機能訓練等を受けながら、ご入居者の有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。  
特に、ご入居者の人格を尊重し、それぞれの役割を持って日常生活を送っていただけるよう配慮します。
- (2) ご入居者個々に合ったサービスを提供するため、計画作成担当者が個別およびユニット毎の認知症対応型共同生活介護計画を作成した上で、職員による懇切丁寧なサービスの提供に努めます。
- (3) 近年、低廉なサービス付高齢者向け住宅の増加や、特別養護老人ホームへの入所希望者が増加するなか、介護報酬の設定により利用料がやや高めなグループホームへの入所希望が敬遠されるなか、市内の認知症高齢者にとって最適のサービスを提供できる設備・人員環境が整っていることを積極的に情報発信し、入居者の増加に努めます。
- (4) グループホームあいの里きららでは、認知症高齢者とそのご家族にとって、入居に至らずとも一時的な宿泊サービスが必要となった場合の受け皿として、短期利用型（ショートステイ）サービスを提供しています。当該サービスの周知・普及に努めることにより、認知症ショートステイを必要とされる方の利用促進に努めます。

- (5) また、一昨年に開始した認知症対応型通所介護事業「認知症デイサービスあいの里きらら」についても、さらに当該サービスの周知・普及に努めます。

## 2. 事業内容（重点事項）

- (1) 日常の介護に際しては、認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう、心身の状況を踏まえた適切な支援に努めます。
- (2) 食事・清掃・洗濯・買物・散歩・レクリエーション・行事等は、ご入居者と職員が共同で行うことを原則に、必要な支援を行います。
- (3) ご入居者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに管理医師または協力医療機関に連絡するとともに、ご家族と相談した上で、迅速かつ適切な措置を講じます。
- (4) 平素から火災等の災害に備えた体制を確保するとともに、同一敷地内の特別養護老人ホームを中心とする消火・避難訓練に合わせて訓練を実施し、相互の施設・設備の利活用による効果の検証や、職員の人的協力関係の構築に努めます。
- (5) インフルエンザやノロウィルス等の感染症対策や衛生管理の徹底に努めます。
- (6) ご入居者・ご家族から寄せられる苦情・要望に迅速に対応するとともに、主訴に込められた施設側の問題点を検証し、関係職員による検討会を通じて改善を図ります。
- (7) ターミナル・ケア（看取り介護）は、急変等の事態にも冷静かつ適切な対応が行えるよう徹底を図ります。
- (8) 認知症デイサービス・短期利用型サービスの周知に努めます。特に、ケアプランセンターへの利用促進をはじめ、市内の宣伝媒体を活用した普及に努めます。
- (9) 四季折々のお楽しみとして、以下の行事に取り組みます。

1月1日	初詣（四條畷神社）
2月3日	節分豆まき
3月3日	雛祭り
4月上旬	お花見
7月下旬	盆踊り
8月下旬	地蔵盆
9月中旬	敬老の集い
12月中旬	クリスマス会

## 【7】あいの里ポラリス事業計画

### ≪ 小規模多機能ホーム ≫

#### 1. 運営の基本方針

- (1) 家庭的な環境の下で、心身の特性を踏まえ、ご入居者の認知症状の緩和や進行の防止を図ります。
- (2) 人としての尊厳を重んじるとともに、意思や人格を尊重し、常にご入居者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

#### 2. 事業内容（重点事項）

- (1) 大東市内に居住する要支援1から要介護5までの方を対象に、通いと泊りを組み合わせた利用定員25名の事業所です。
- (2) 山間部に位置する施設条件も影響し、利用ニーズが低いため一時休館状態にあります。
- (3) 距離的に近い近隣住民を中心に、小規模多機能型居宅介護が果たす役割や利用方法等についての情報発信を通じて、利用促進に努めます

## 【8】ケアハウスあいの里竜間 事業計画

#### 1. 運営の基本方針

- (1) 一人暮らしや高齢世帯、家族と一緒に暮らせない高齢者が、自立した日常生活を送ることができるよう、個々のニーズや心身の状況等を的確に把握し、尊厳を支える個別ケアに努めます。
- (2) また、加齢とともにADLの低下症状を示すご入居者や、認知症状や心的不安定症状が表れたご入居者に対して、個々に支援サービス計画を作成し、満足度の高いサービスの効率的・効果的な提供に努めます。

#### 2. 事業内容（重点事項）

- (1) 食事サービスの充実
  - ①ご入居者の嗜好や健康状態に合った食事を提供します。
  - ②食堂の衛生管理に努めます。
  - ③給食会議を通じ、献立や健康管理面での検討を行います。

④体調不良等で食堂での摂食が困難な場合は、居室への配下膳を行います。

(2) 健康維持の取り組みの充実

①ラジオ体操、健康体操、リハビリ散歩、音楽療法等を積極的に採り入れ、健康の維持・増進に努めます。

②食堂での食事や休憩時間を活用し、入居者相互のコミュニケーションの促進や憩いの場づくりに努めることを通して、入居者がいきいきと過ごせる環境を創出します。

③施設全体の取り組みや地域行事への積極的な参加を促し、地域社会との交流促進を図ります。

(3) 健康管理の充実

①ご入居者の心身の状態を常に把握し、心身の変化がある場合には初期段階から適切に対応します。

②口腔ケアに留意し、食後の歯磨きの徹底等に努めます。

③感染症や食中毒予防に努め、予兆段階から給食の居室への持ち帰りや、外部からの食べ物の持ち込み制限など、適切に対応します。

④早めの予防接種に取り組み、風邪の罹患や蔓延防止に努めます。

⑤心身ともに健康で日々の適度な変化を促す観点から、敷地内の散策や長く連なる廊下でのリハビリ散歩、リクレーション時の軽い運動などに取り組みます。

(4) 防災対策の充実

①ご入居者の防災意識の涵養に努め、安全管理を徹底します。

②防火訓練・避難訓練は、特別養護老人ホームと一体となって実施し、ご入居者ご自身で避難口や避難経路の確認を行うとともに、施設としても避難誘導の支障の有無の確認と改善を図ります。

(5) 事故防止対策の充実

①加齢による機能の低下により、不慮の事故に遭遇することが懸念されることから、日常的に施設の安全確認に努めます。

②万が一、事故が発生した際には、原因究明と再発防止策を講じます。

(6) ボランティア活動の醸成

①施設サービス充実策として、ボランティアを積極的に受け入れ、多様な分野の人材の協力を得て、ご入居者に適度な日常の変化と意欲増進の機会創出を図ります。

②ご入居者が地域に出掛け、地域のボランティア活動や老人クラブと関わるなかで交流が深めることの可能性を検討します。

(7) 苦情・要望への対応

①苦情解決のための窓口を設置し、ご入居者・ご家族からの苦情や要望に適切に対応します。

- ②同時に、法人内事業所に共通する課題については、全部署会議等を通じて問題点の共有と改善を図ります。

## 【9】医務・保健計画

### — 保健衛生・看護業務の基本 —

#### 1. 運営の基本方針

- (1) ご入居者・ご利用者の皆様は、加齢に伴い様々な疾病を患い、医学的治療を要する方が増えています。
- (2) 当施設では、管理医師による定期回診や治療に加え、看護師による看護サービスを適切に行います。
- (3) 急変により入院治療が必要な場合には、ご入居者・ご利用者またはご家族の同意のもと、協力医療機関等への入院手配を迅速かつ的確に行います。
- (4) ご入居者・ご利用者の生活歴や家族背景、既往歴、治療過程などを把握した上で、最善のサービス提供に努めます。

#### 2. 事業内容（重点事項）

- (1) ご入居者・ご利用者の健康管理
  - ①毎週2回（原則水・土曜日）、管理医師による回診・治療を行います。
  - ②ご入居者の胸部エックス線検査は、年1回実施します。
- (2) 看護職員による健康管理
  - ①新規のご入居者・ご利用者に関する必要な情報収集を適切に行い、必要に応じた対応が的確に行えるよう努めます。
  - ②入浴時のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍）を行い、異常値を示す場合は、体調に応じた適切な処置を行います。
  - ③体調不良者への頻回なバイタルチェックと経過観察を適切に行います。
  - ④毎日の職員朝礼において、ご入居者・ご利用者の健康状態の変化を把握した上で、適宜巡回観察し、体調変化の早期発見に努めます。
  - ⑤内服薬や処置に必要な薬剤等について、適切な投薬・処置を行うとともに、管理の徹底に努めます。
  - ⑥ご入居者・ご利用者の急変時の専門医への受診については、ご家族や医療機関と連絡調整のうえ、生活相談員や介護支援専門員を中心に迅速な対応に努めます。
  - ⑦褥瘡予防・誤嚥性肺炎の予防のため、介護職員と連携した適切なケアを

行うとともに、褥瘡対策指針や褥瘡対策委員会における検討会の実施、および職員の知識・技術の向上に努めます。

⑧管理医師・管理栄養士・看護職員・介護支援専門員・介護職員が密接に連携し、個々の栄養状態の改善等の栄養マネジメントを徹底します。

⑨短期入所生活介護のご利用者の受け入れ体制を整え、安全・快適な利用を支援します。

- 1) 入退所持の健康状態の把握を適切に行います。
- 2) 毎日のバイタルチェックにより健康管理を徹底します。
- 3) 急変時には、迅速・的確に対応します。

### (3) 感染症予防委員会の運営と衛生管理

看護職員と各部署職員により構成する感染症予防委員会は、必要に応じて管理医師の指導・助言を受けながら、施設・設備の衛生管理上の検討をはじめ、感染症の予防や、ご入居者・ご利用者の感染症発症時の対応等、適切な施設運営が図られるよう努めます。

#### ①インフルエンザ対策

- 1) 保健所等が主催する研修会に参加し、最新の情報収集に努めます。
- 2) ご入居者・ご利用者・職員に、流行前の予防接種を実施することにより、外部からのインフルエンザ感染や蔓延の予防に努めます。

#### ②ノロウィルス対策

- 1) ノロウィルスによる感染性胃腸炎の発症を防ぐため、近隣他所で発症事例が報告された時点で、速やかに適切な予防処置を講じます。
- 2) また、一年を通して、施設の玄関をはじめ各出入口に塩素系消毒薬を散布した足ふきマットを敷くとともに、手指消毒用のアルコール系消毒薬を設置・使用促進を図ることにより、施設内への侵入防止を徹底します。

#### ③その他の感染症

0-157・疥癬・MRSA・SARS等の感染症についての知識を深め、必要な予防策と発症時の的確な対応を徹底します。

# 【10】給食栄養管理計画

## 1. 運営の基本方針

法人の経営理念に則り、食事に関するサービス提供について次の通り計画します。

- (1) ご入居者、ご利用者にとって食事は健康保持上欠かせないものであり、三大欲求の一つとして最大の楽しみです。
- (2) 日々の食事観察を通してご利用者のニーズや状態把握に努めます。
- (3) 季節感のある食材を取り入れ、ご利用者のニーズに沿った献立内容、ご利用者の咀嚼・嚥下機能に応じた食形態の工夫、疾病のある方には管理医師の指示のもと、病態に応じた食事内容の展開を行い、ご利用の方方が快適に安全に食事を行えるように配慮していきます。
- (4) 食品衛生の観点から食中毒予防などに十分配慮した食事サービスを提供します。

## 2. 事業内容（重点事項）

### (1) 栄養ケアマネジメントの充実

- ①日々の食事観察をもとにご利用者の状態把握に努め、気づいた点をメモし、毎月の栄養モニタリング、アセスメントを行います。
- ②また、他職種との話し合いや管理医師との相談を踏まえて食形態・食事内容を検討し、その方に適切な栄養ケアプランを概ね3か月ごとに作成します。
- ③具体的には、以下の取り組みに努めます。

- 1) 咀嚼機能や嚥下機能に課題のある方に対して施設サービス計画と連動させて経口移行・経口維持加算計画を作成します。
- 2) 計画作成に際しては、毎月1回他職種連携会議を行い、ご利用者の月ごとの変化に合わせて各部署からの観察点を記録し、改善箇所があれば話し合ってプラン更新に繋げます。
- 3) 疾病があり管理医師が食事内容の範囲や制限を指定した場合は、療養食加算を算定し、疾病の進行緩和のための食事計画を作成します。この場合も、毎月の体重測定や食事摂取量、隔月の血液検査のデータをもとに管理医師と相談しながらプランを見直します。
- 4) その他、管理栄養士主催で月1回開催している給食・食形態検討会議について、各部署から意見集約する目的と各部署へ栄養に因んだ情報提供をする場として一層の充実に努めます。
- 5) 廉房での食事提供量に関して、全量摂取されているご利用者の体重

減少がみられた際、食事提供量が規定量より少なく盛り付けされていたことがあり、厨房の盛付量・食材量を普通食に近付けることで体重が戻り栄養状態も回復したことを受け、適正な提供体制を確立します。

- 6) 入院または退所の際、食事内容が特殊または偏食があるなど移動先施設に申し送りが必要な場合は、施設独自の栄養サマリーを作成・提供することにより食事内容が大きく変わらないよう、引き続き情報共有に努めます。

(2) 落ち着いた楽しい食事時間

食事時間を落ち着いた雰囲気の中で楽しく過ごしていただくよう雰囲気作りに配慮します。

(3) 食事の適時・適温提供

- ①主食・副食・汁物等の適温提供を実行します。
- ②また、配膳する時間を考慮した盛り付けを行い、季節に応じた適温（夏場は冷たく、冬場は温かく）の食事提供に努めます。

(4) 献立内容の検討

- ①旬の食材を用いることで、ご利用者様に季節を感じて頂けるメニューを作成します。
- ②また、日々の食事観察や日常会話、年一回の嗜好調査を実施し、ご利用者や職員の意見を集約して献立に反映させます。
- ③毎日計量している残食量をもとに毎月平均値を算出し、残食の多いメニューを把握し、その原因を追求し改善に努めます。好評なメニューは毎月1回取り入れる等頻度を増やし、ご利用者のニーズに沿ったメニューへ作り替えます。
- ④年3回程度実施する郷土料理食シリーズは、ご利用者の出身地をはじめ、毎日のミールラウンドで伺った「次回食べてみたい料理」から選んでいますが、大変喜ばれ好評なことから、今年度も採り入れたいと思います。
- ⑤ご利用者のレクリエーションの一環として、不定期でおやつ作りを行っています。実際に食品に触れ、自分の手でおやつ作りに携わることにより食事意欲の向上や他のご利用者とのコミュニケーションの場として有意義なことから、引き続き取り組みます。

(5) 食材の安全確保

- ①食品納入業者に対しては、自社の衛生管理対策の徹底化を図るよう要請し、食の安全性についての取り組みの徹底を図ります。
- ②給食業務委託会社に対しても、当法人の衛生管理対策の徹底を促し、従業員の健康診断・検便等を徹底します。
- ③法人として、龍間地区限定で、かつ法人のサービスを利用されている方向けに配食弁当を実施していますが、法人外への食事提供も検討します。

#### (6) 多職種協働による栄養マネジメント

定期的な給食・食形態検討会とは別に、他職種への栄養面の情報共有の場として法人内で年3回程度、食事の大切さを認識する機会として研修を実施していますが、効果があることから取り組みの定着を図ります。

#### (7) 食支援の取り組み

施設で取り組んでいる栄養ケアの取り組みや施設でのメニューの工夫や、摂食嚥下に関する基礎的な内容について、引き続き外部に積極的に発信するとともに、在宅介護をされている方でも食事をおいしく食べる工夫を伝える機会の創出に努めます。

#### (8) 利用者のご家族に向けた食事に関する情報発信の取り組み

ご家族にとって、これまで、面会時に施設の食事を見られることはあっても、食材の柔らかさや味そのものを知る機会はなく、施設が取り組んでいる「食べる楽しみ」を具現するための食材選択や味付け、ゲル化剤・ところみ剂などを用いた調理方法などに触れる機会は皆無といえます。

今後、目で見て施設の食事を分かっていただけるような媒体の提供や、試食会の開催を通じて利用者が召し上がる食事の紹介などを含めた情報発信について検討します。

### 3. 給食業務における衛生保持

#### (1) 廉房の衛生管理

厨房内の衛生保持・整理整頓・自主点検などを適時行い、厨房機器類で耐用年数を経過した機器類については、衛生および業務遂行に支障が生じることのないよう、計画な補修・修繕・取換えに努めます。

#### (2) 食中毒の防止

①給食による食中毒の防止を徹底します。

②提供した食事の保存については、調理前食材と調理後献立をいずれも50gずつ2週間冷凍保存し、万一の事案に備えるようにします。

③配食弁当は、特別養護老人ホームの献立を使用しますが、生フルーツや生野菜等、加熱せずに提供するメニューは他の食材で代替し、不在時には提供しない等、衛生面で配慮します。また、夏場（4月～9月）には、利用者に対する提供・保管方法の周知を図ることにより食中毒予防の徹底に努めます。

# 【11】平成31年度 研修計画

## 1. 運営の基本方針

- (1) ご入居者・ご利用者に、より良いサービスを提供するためには、職員の資質向上が不可欠です。
- (2) 福祉のプロフェッショナルとしての自覚の醸成を図るために、研修を通じた人材育成に努めます。
- (3) 研修テーマは、高い人権意識を培い、同時に、最新かつ不可欠な知識の習得を目的に実施します。

## 2. 年間研修計画

	外部研修	内部研修
4月		初任者研修（新規採用者対象） 喀痰吸引等研修
5月	福祉施設新任職員研修（府社協） 感染症予防対策講習会（府社協）	人事考課研修（制度説明） 喀痰吸引等研修
6月	施設長研修会（府社協） 福祉施設リーダー研修（社福研）	特養研修（褥瘡・感染症・災害対策）
7月	福祉施設中堅職員研修（府社協） 集団指導者養成講座（府社協）	救急救命講習（大東四條畷消防本部）
8月	管理栄養士研修会（大阪府） 介護技術研修会（府社協）	地域密着研修（感染症対策）
9月	職場研修推進研修会（府社協） 人事考課セミナー（社福研） 認知症セミナー（府社協）	特養（感染症・虐待・身体拘束・事故防止他）
10月	管理者のための人権研修（府社協） 介護技術研修会 認知症介護研修	介護技術研修 通所研修（感染症対策）
11月	人権と福祉を考える基礎・応用研修 人事セミナー（府社協）	人事考課研修（考課者研修）
12月	非常勤職員技術向上研修（府社協）	全部署＝人権研修 (人権・虐待・身体拘束・事故防止他)
1月	高齢者虐待防止研修（府社協）	通所研修（介護技術）
2月		地域密着研修（事故防止）
3月		特養（介護技術・虐待他）

※ 府社協 = 大阪府社会福祉協議会

社福研 = 大阪社会福祉研修センター

内部研修 = ①講師（事務局・管理医師・各部署役職者）

②夜勤者・宿直者以外は全員参加

## 【12】あいの里年間行事予定表

	特 養	ケアハウス	通 所	地域密着型
4月	誕生会	お花見 お茶会	誕生会 D o gセラピー	お花見(家族参加) ミュージックケア 誕生会
5月	誕生会 お買い物広場	お買い物広場	お茶会 誕生会 お買い物広場	端午の節句 ミュージックケア 誕生会 お買い物広場
6月	誕生会		誕生会 D o gセラピー	誕生会 ミュージックケア
7月	七夕まつり 納涼盆踊り 誕生会	七夕まつり 納涼盆踊り	七夕まつり 納涼盆踊り 誕生会	七夕まつり 納涼盆踊り 誕生会 ミュージックケア
8月	地蔵盆 誕生会	お茶会 地蔵盆	地蔵盆 誕生会 D o gセラピー	地蔵盆 誕生会 ミュージックケア
9月	敬老会 誕生会	敬老会	敬老会 誕生会	敬老会 誕生会 ミュージックケア
10月	誕生会	お茶会 遠足	誕生会 D o gセラピー 遠足	誕生会 ミュージックケア
11月	消防避難訓練 誕生会	消防避難訓練	消防避難訓練 誕生会	消防避難訓練 誕生会 ミュージックケア
12月	クリスマス会 誕生会	クリスマス会	クリスマス会 誕生会 D o gセラピー	クリスマス会 誕生会 ミュージックケア
1月	初詣 誕生会	初詣	書初め 誕生会	初詣 誕生会 ミュージックケア
2月	節分豆まき 誕生会	お茶会	節分豆まき お茶会 誕生会 D o gセラピー	節分豆まき 誕生会 ミュージックケア
3月	ひな祭り 誕生会 消防避難訓練	ひな祭り 消防避難訓練	ひな祭り 誕生会 消防避難訓練	ひな祭り 誕生会 ミュージックケア 消防避難訓練